

寄附関係参考資料

平成26年5月27日

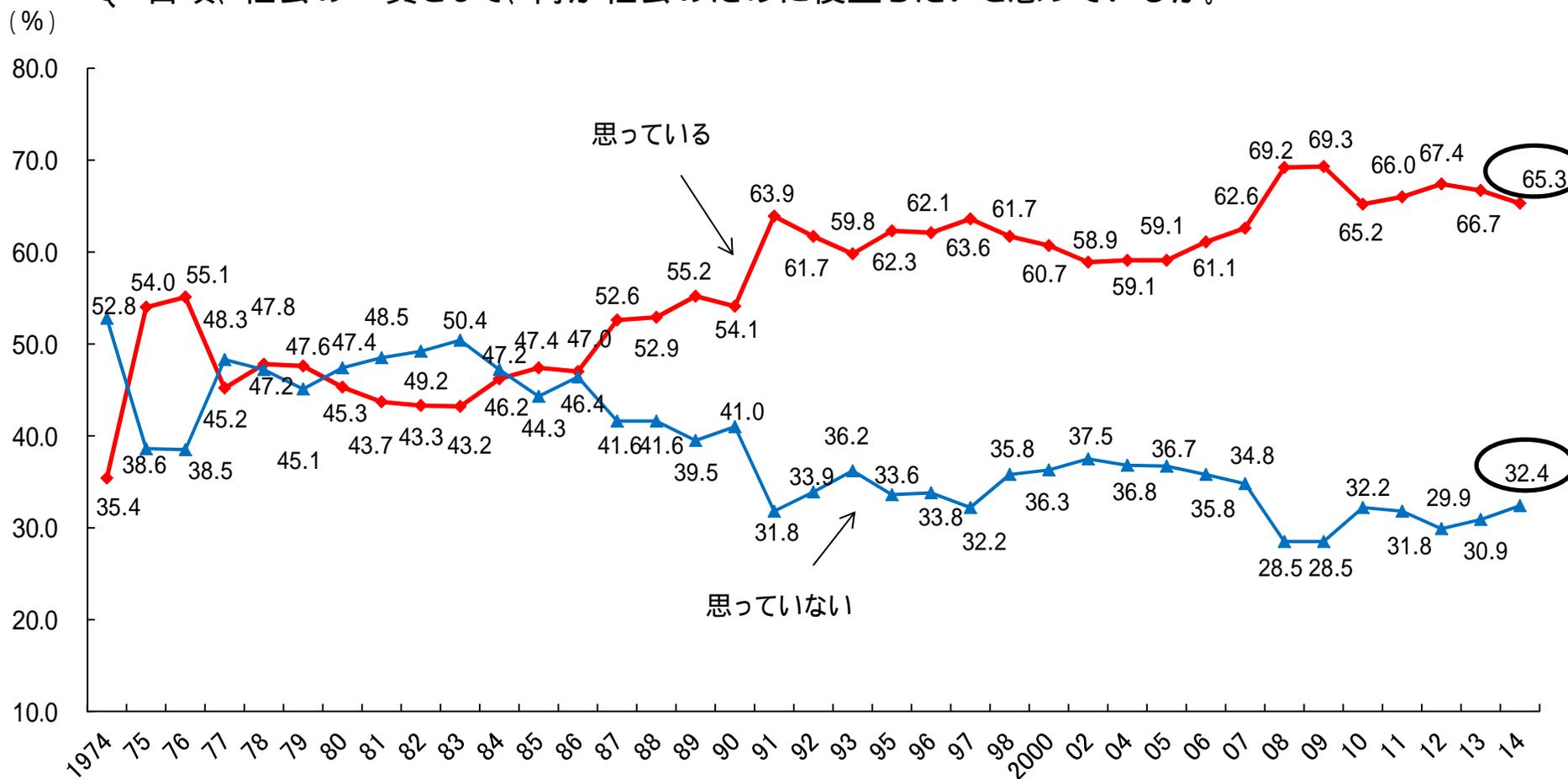
内閣府 市民活動促進担当

社会貢献・寄附等への意識

社会への貢献意識

日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないかを聞いたところ、2014年の調査では、「思っている」と答えた者の割合が65.3%、「あまり考えていない」と答えた者の割合が32.4%となっている。

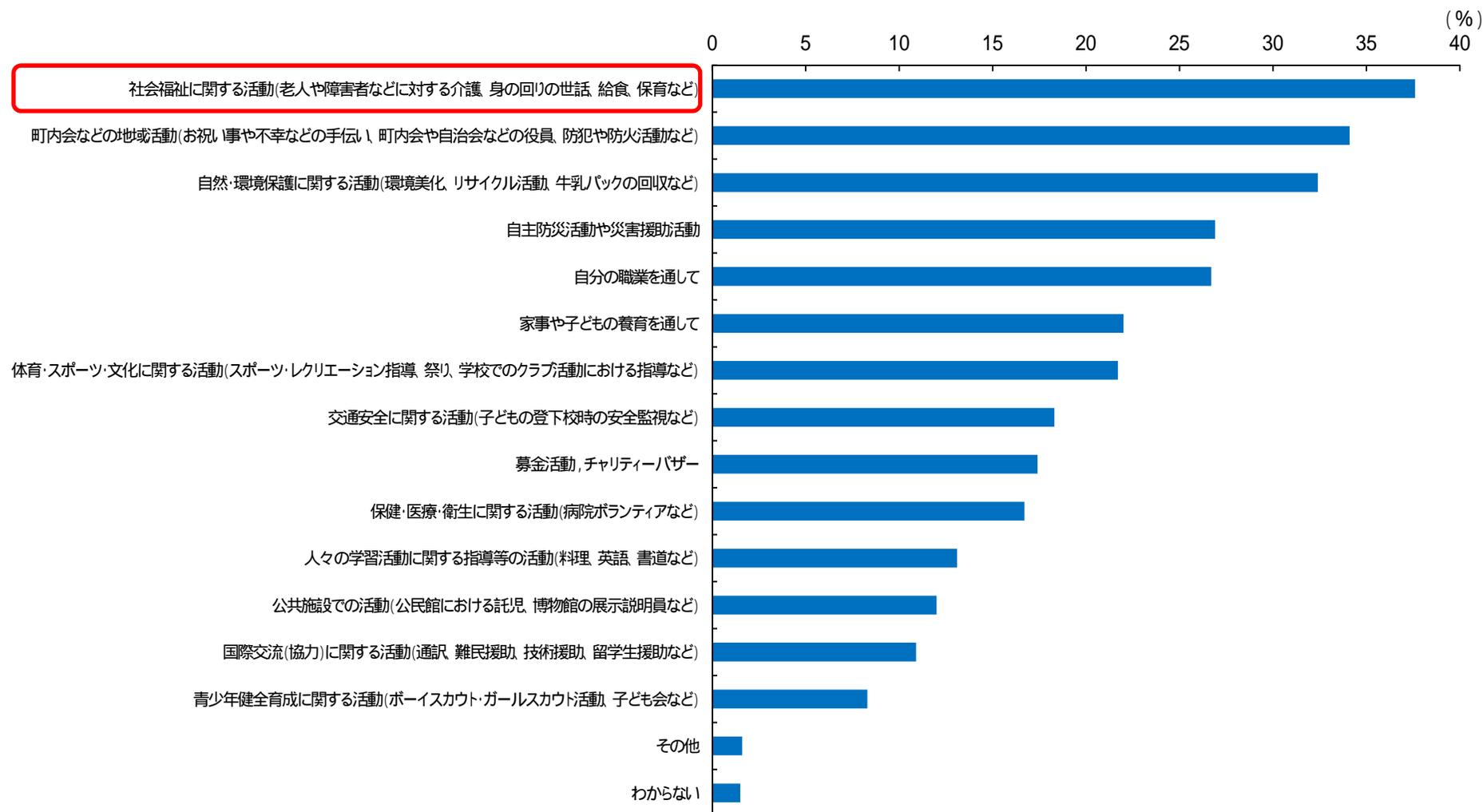
Q 日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか。



(備考)内閣府 平成25年度「社会意識に関する世論調査」により作成。

社会への貢献意識

日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと「思っている」と答えた者(4,042人)に、どの分野で役に立ちたいか聞いたところ、「社会福祉に関する活動(老人や障害者などに対する介護、身の回りの世話、給食、保育など)」を挙げた者の割合が37.6%と最も高い。



(備考)内閣府 平成25年度「社会意識に関する世論調査」により作成。

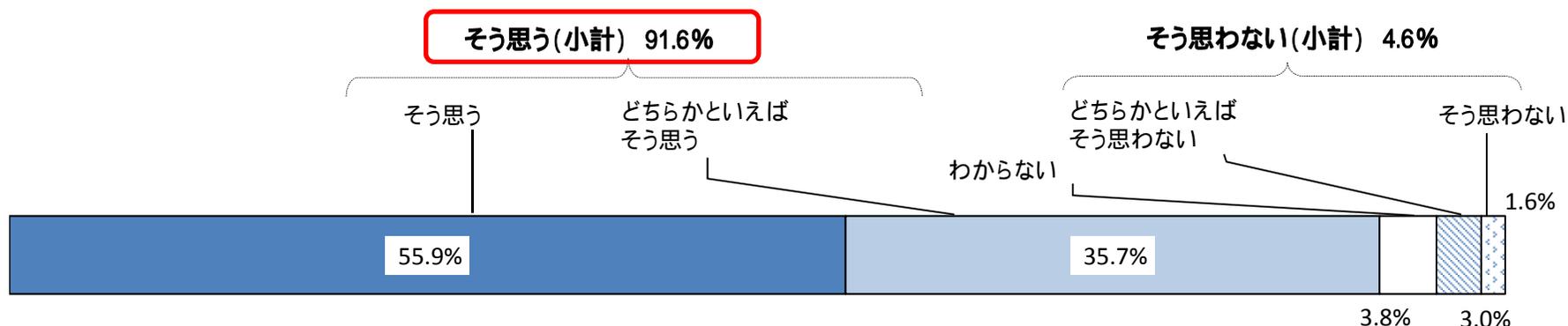
市民の自主的な取組・NPO法人に期待する役割

社会のニーズや課題に対して、市民の自主的な取組みが大切であると考えている人が9割を超え、社会貢献や課題解決への期待を示している。

NPO法人に期待する役割としては人と人との新しいつながりを作ることと答えた人が最も多い。

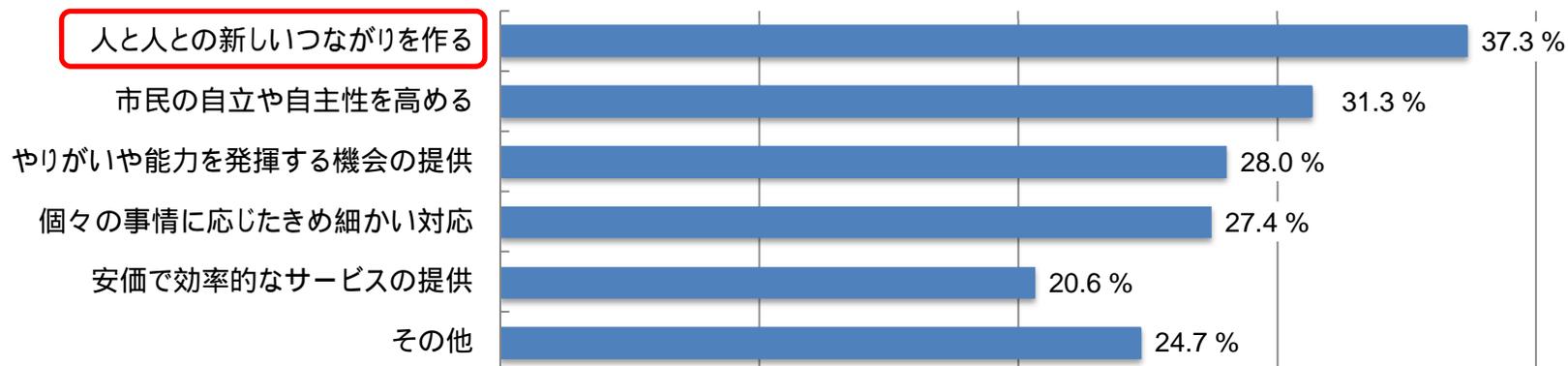
市民の自主的な取り組みへの意識

Q. 社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思いますか。



NPO法人に期待する役割

Q. NPO法人に対してどのような役割を期待していますか。(複数回答)



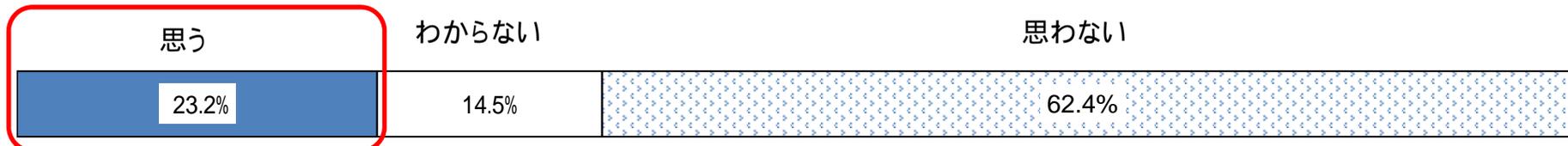
NPO法人に対する寄附意識

NPO法人に寄附したいと思う割合は23%であり、寄附したくない理由として、寄附した後の効果が見えにくいことや、経済的な余裕がないことを挙げる人が多い。

NPO法人に寄附をする際に重視する点としては、目的や活動内容が共感できることや、寄附金が有効に使ってもらえることを挙げる人が多い。

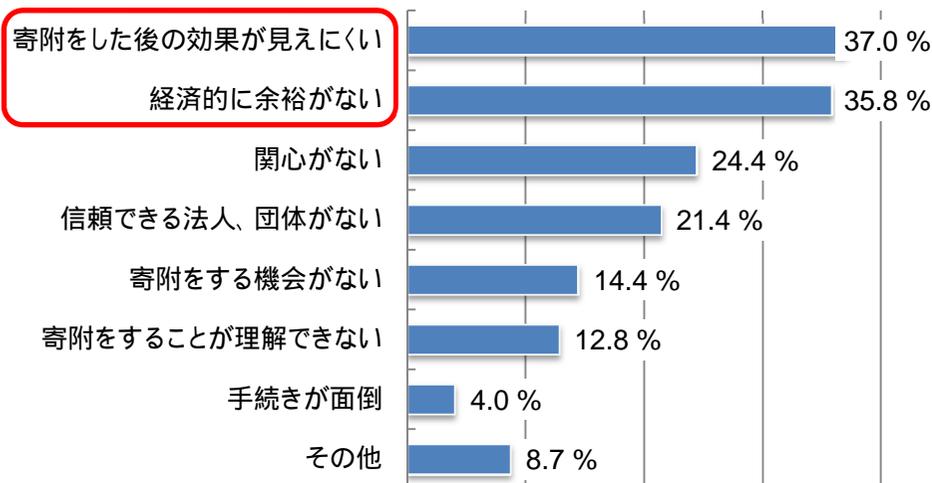
NPO法人に対する寄附意向

Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思いませんか。



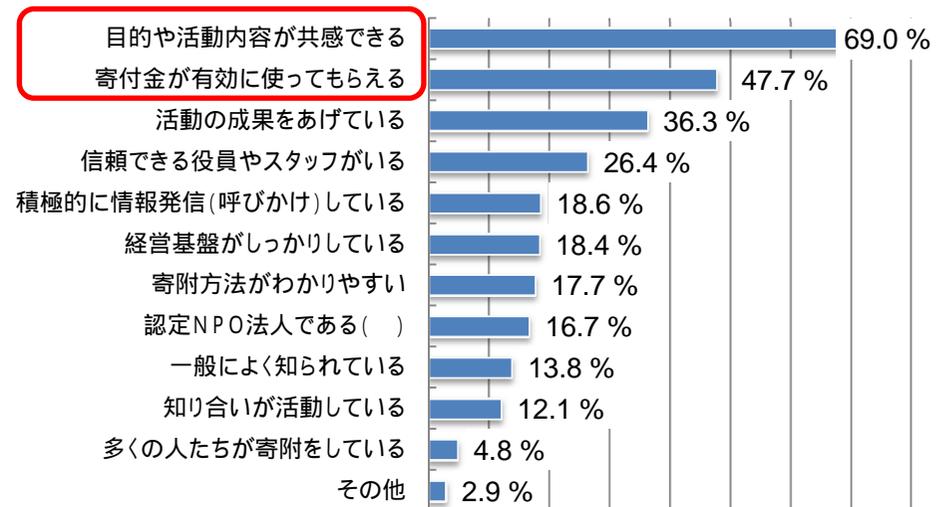
NPO法人に寄附をしたいと思わない理由

Q. なぜNPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思わないのですか。(複数回答)



NPO法人に寄附をする際に重視する点

Q. どのような点を重視して、寄附先を選びますか。(複数回答)



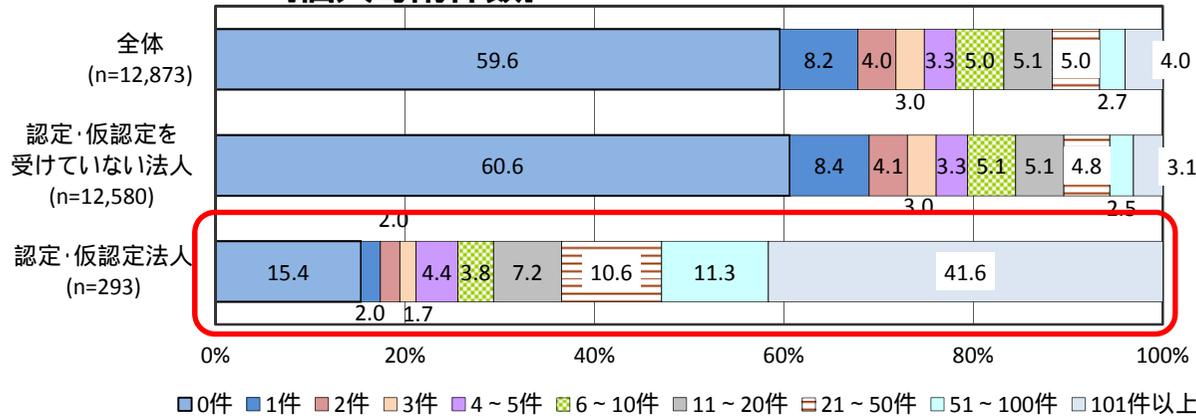
(備考)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」により作成。

()税の優遇措置が受けられる

NPO法人に対する寄附の件数と金額

個人からの寄附、法人からの寄附の双方において、寄附件数、寄附金額ともに、認定・仮認定を受けていない法人に比べ、認定・仮認定法人の方が多い。

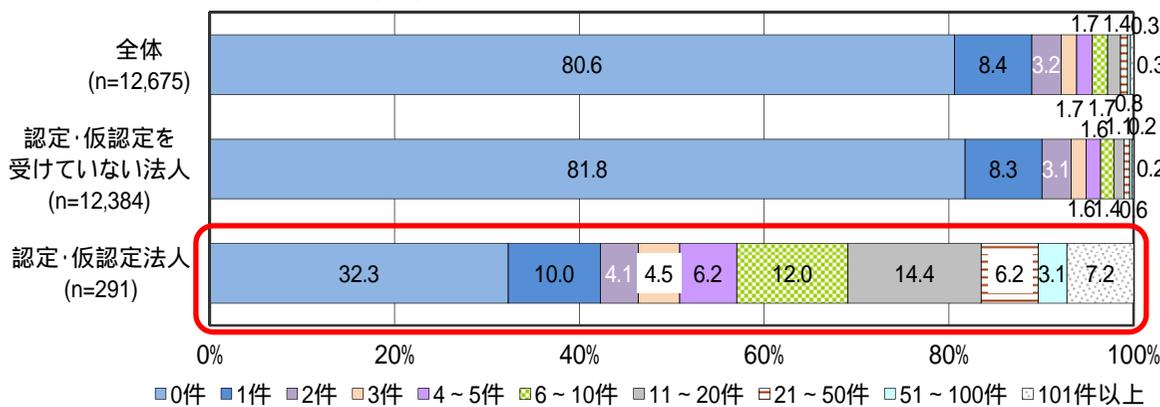
【個人寄附件数】



【個人寄附】

法人数	件数		金額(単位:万円)	
	中央値	平均値	中央値	平均値
全体	12,411	0	60	114
認定・仮認定を受けていない法人	12,124	0	28	34
認定・仮認定法人	287	60	1,448	3,518

【法人寄附件数】



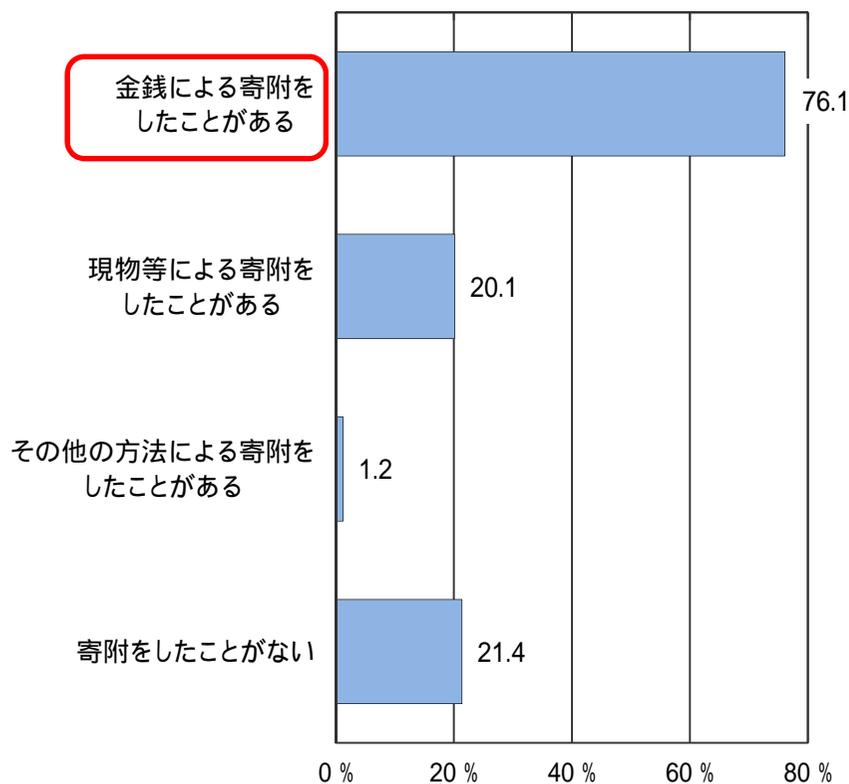
【法人寄附】

法人数	件数		金額(単位:万円)	
	中央値	平均値	中央値	平均値
全体	12,127	0	3	52
認定・仮認定を受けていない法人	11,847	0	1	34
認定・仮認定法人	280	3	62	784

寄附経験・寄附方法

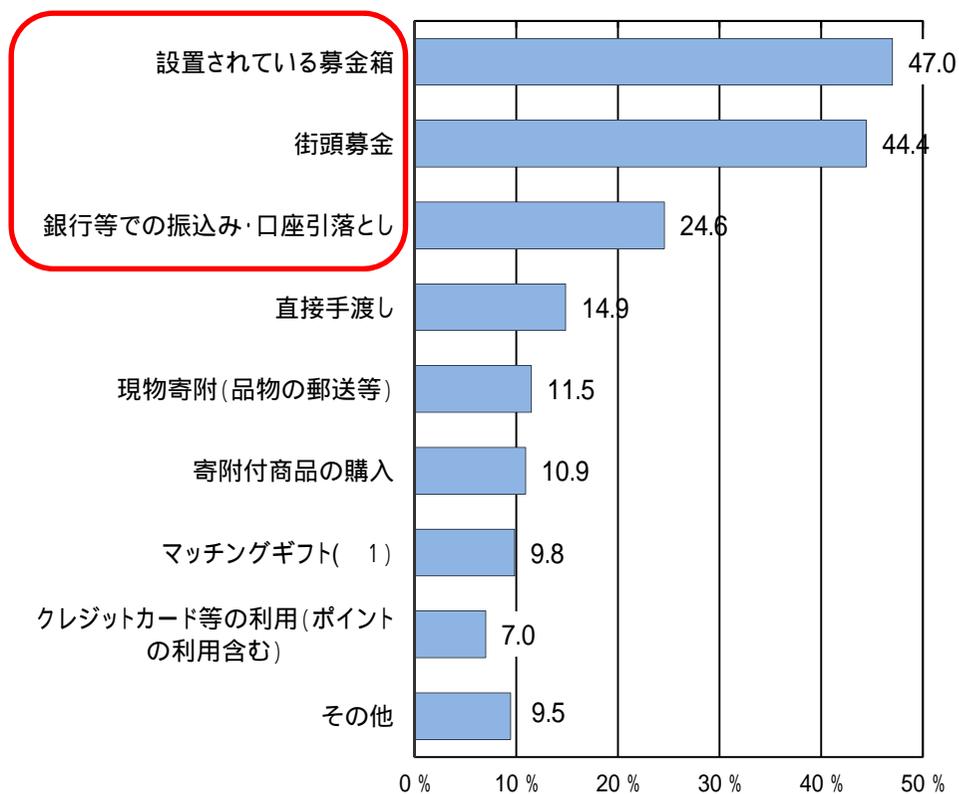
約8割が金銭による寄附をしたことがある。
寄附方法としては、募金活動に対する寄附や銀行等での振込み・口座引落としが多い。

【寄附経験の有無】(n=3,056)(複数回答)



【寄附方法】(n=2,316)(複数回答)

対象: 寄附経験の有無の間で「寄附をしたことがある」と回答した人

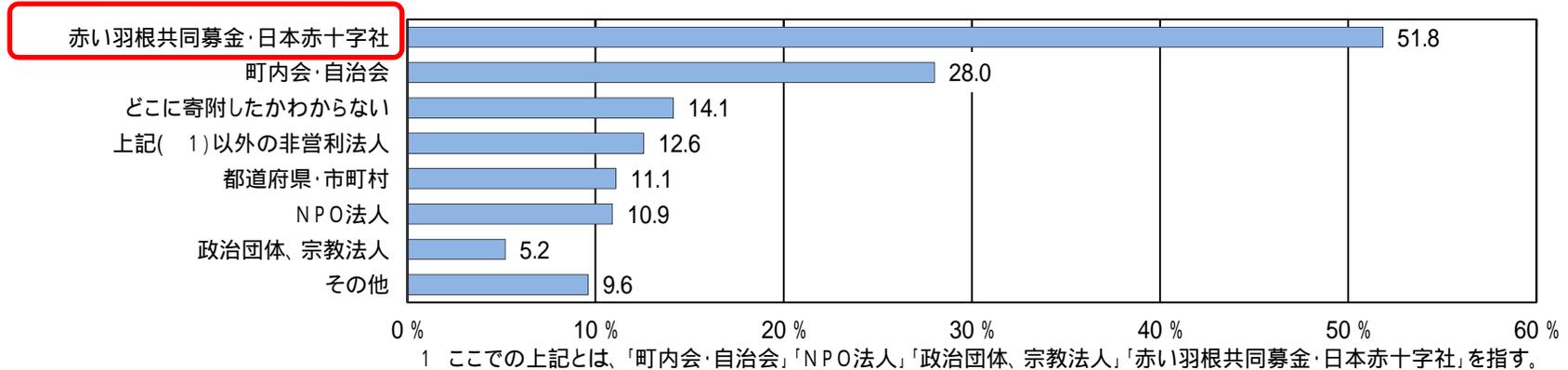


1 「マッチングギフト」とは、企業や団体などが社会貢献のために寄附や義捐金を募る際、寄せられた金額に対して企業側が金額の上乗せを行い、寄附金額を増やした上で同じ寄附対象に寄附をするという取り組み。

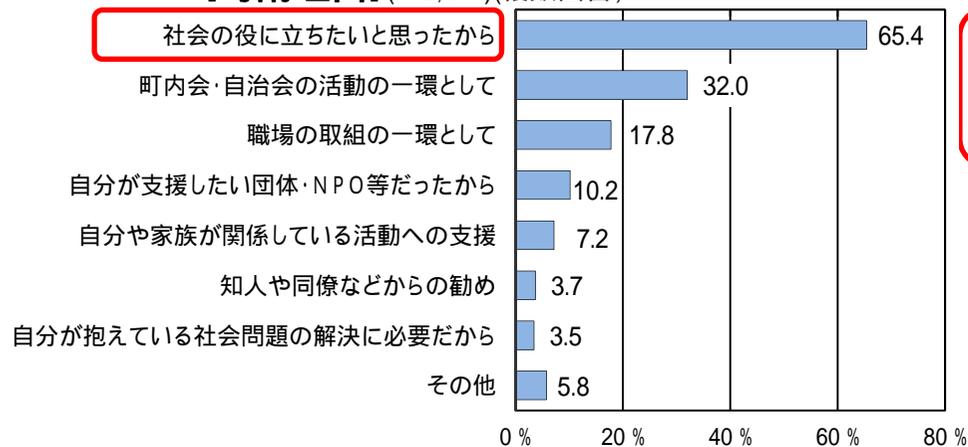
寄附理由・寄附の妨げとなる要因

寄附をした相手は、赤い羽根共同募金・日本赤十字社が過半数を占める。
社会の役に立ちたくて寄附をする人が多い一方、自分が支援したい団体等に対する寄附は少ない。
情報不足や信頼度の低さが寄附の妨げになっている。

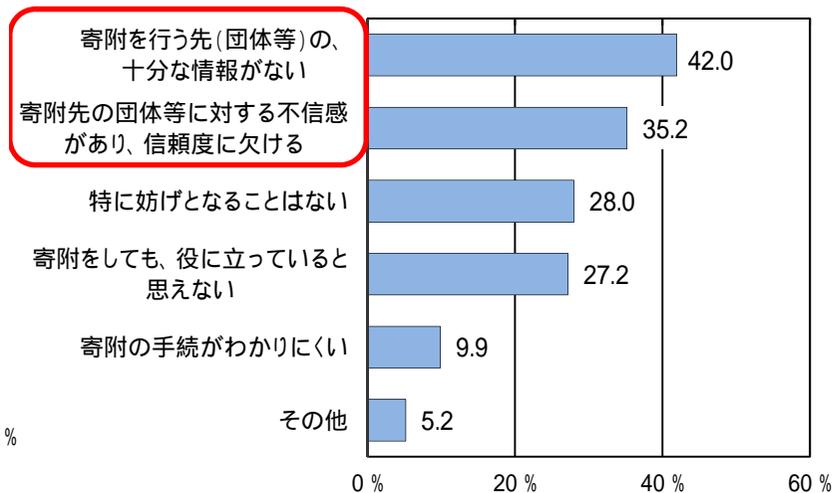
【寄附をした相手】(n=2,228)(複数回答) 対象: 寄附経験の有無の問で「寄附をしたことがある」と回答した人



【寄附理由】(n=2,293)(複数回答)



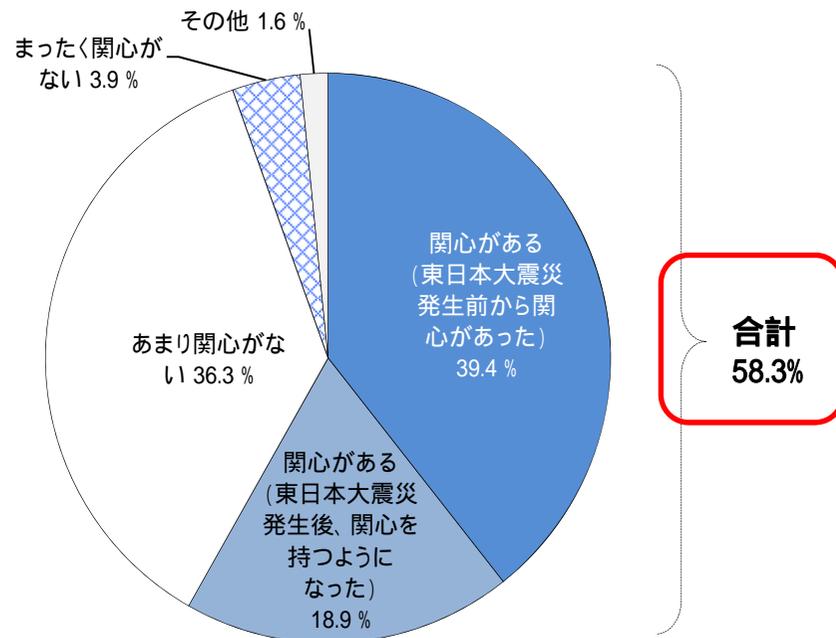
【寄附の妨げとなる要因】(n=2,898)(複数回答)



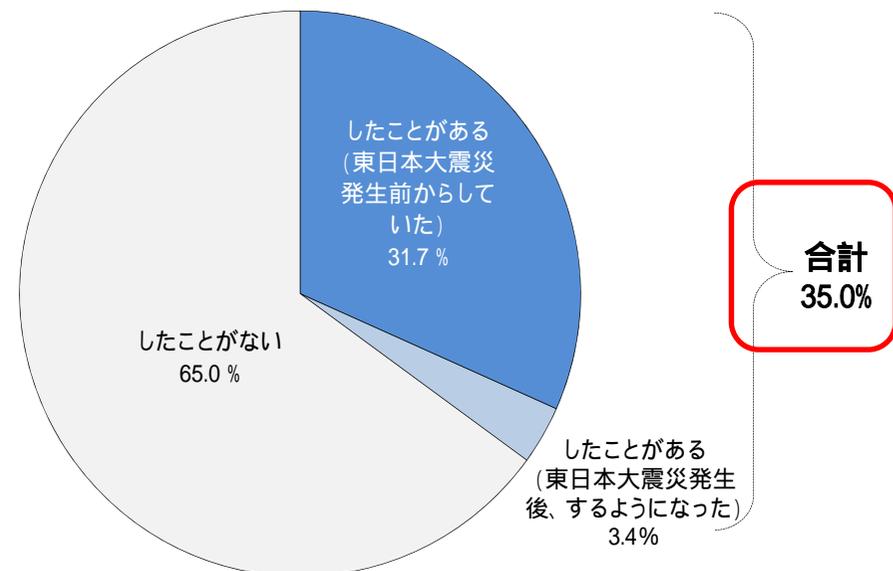
ボランティアに関する意識

ボランティア活動に対して、58.3%が関心がある。
ボランティア活動をしたことがある人は、35.0%である。

【ボランティア活動に対する関心の有無】 (n=3,044)



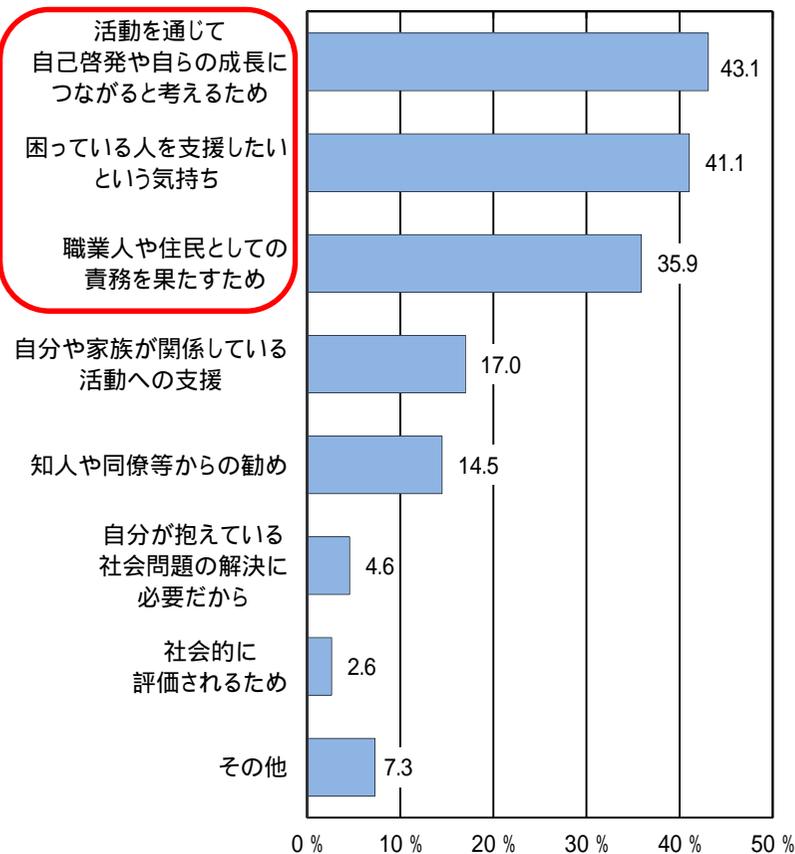
【ボランティア活動経験の有無】 (n=3,044)



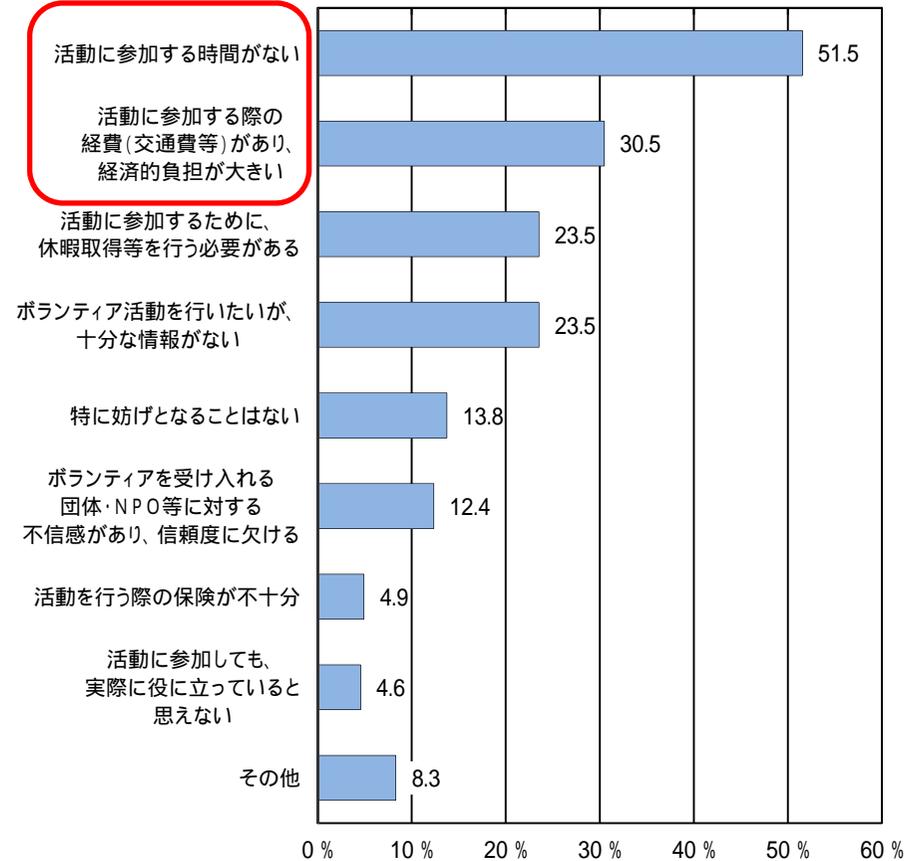
ボランティアに関する意識

活動を通じて自己啓発や自らの成長につながる、困っている人を支援したい、職業人や住民としての責務を果たすため、と考えて活動に参加する人の割合が高い。
 時間、経済的な理由がボランティア活動への参加の妨げになっている。

【参加理由】(n=1,028)(複数回答)



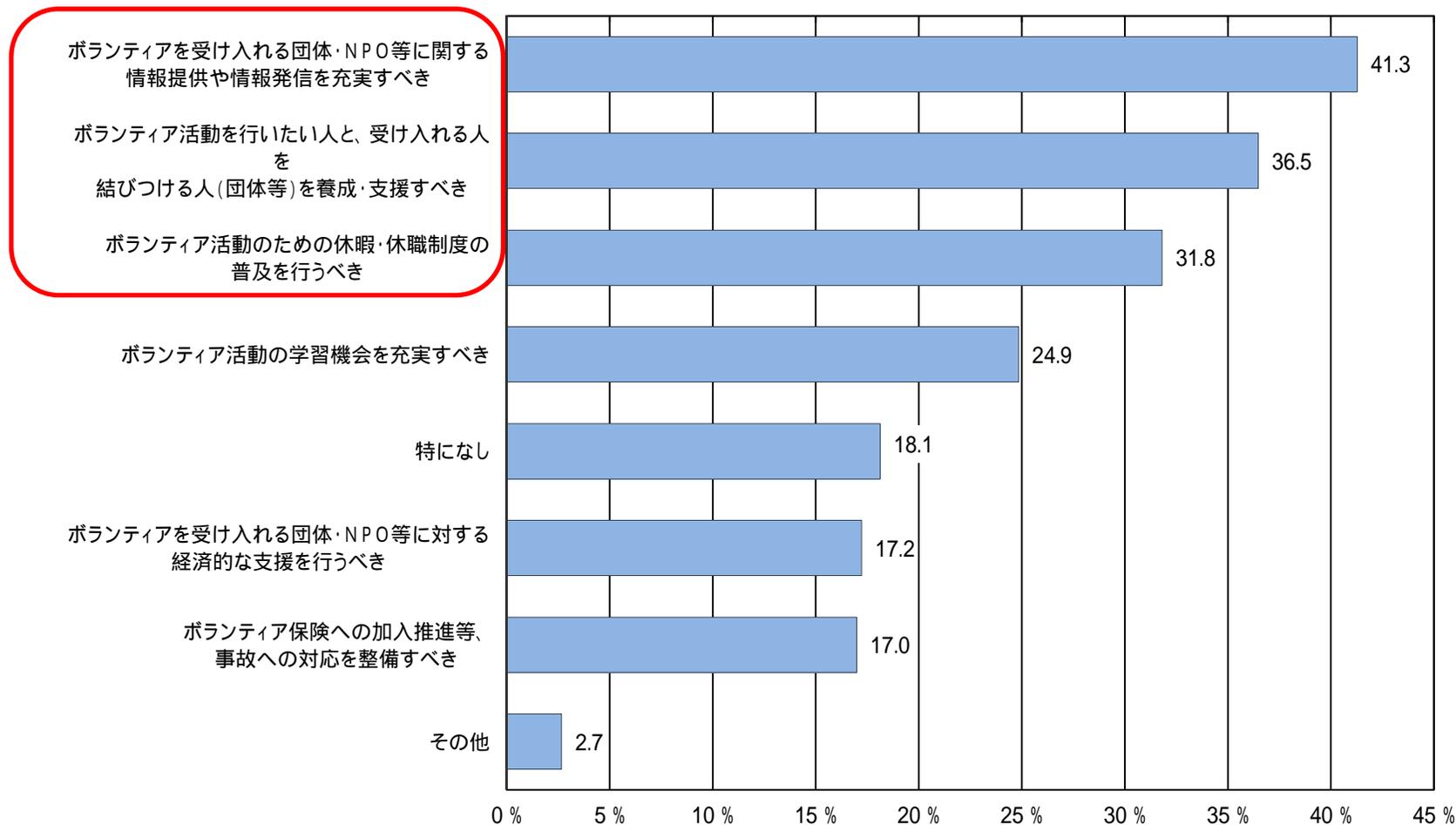
【参加の妨げとなる要因】(n=3,003)(複数回答)



ボランティアに関する国・地方自治体等への要望

国・地方自治体等へは、ボランティア活動に関する情報提供、マッチングの支援、ボランティア休暇制度等の普及を行うことの要望が多い。

【国・地方自治体等への要望】(n=3,002)(複数回答)

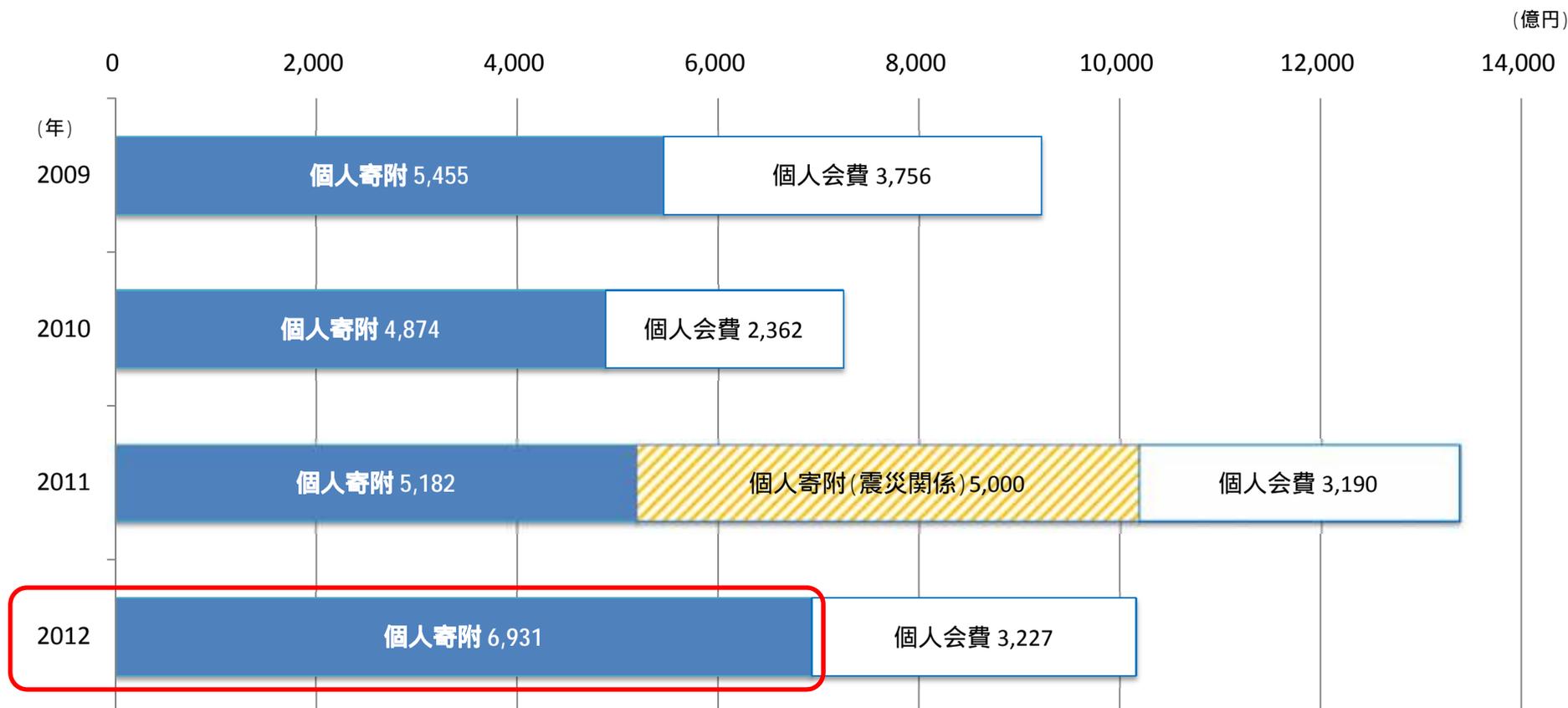


(備考)内閣府 平成25年度「市民の社会貢献に関する実態調査」により作成。

寄附等の実態

日本における個人寄附額の推移

2012年の個人寄附総額は、6,931億円と推計。2011年は、通常の個人寄附と東日本大震災発生に伴う震災寄附を加えると、個人寄附総額は約1兆円。



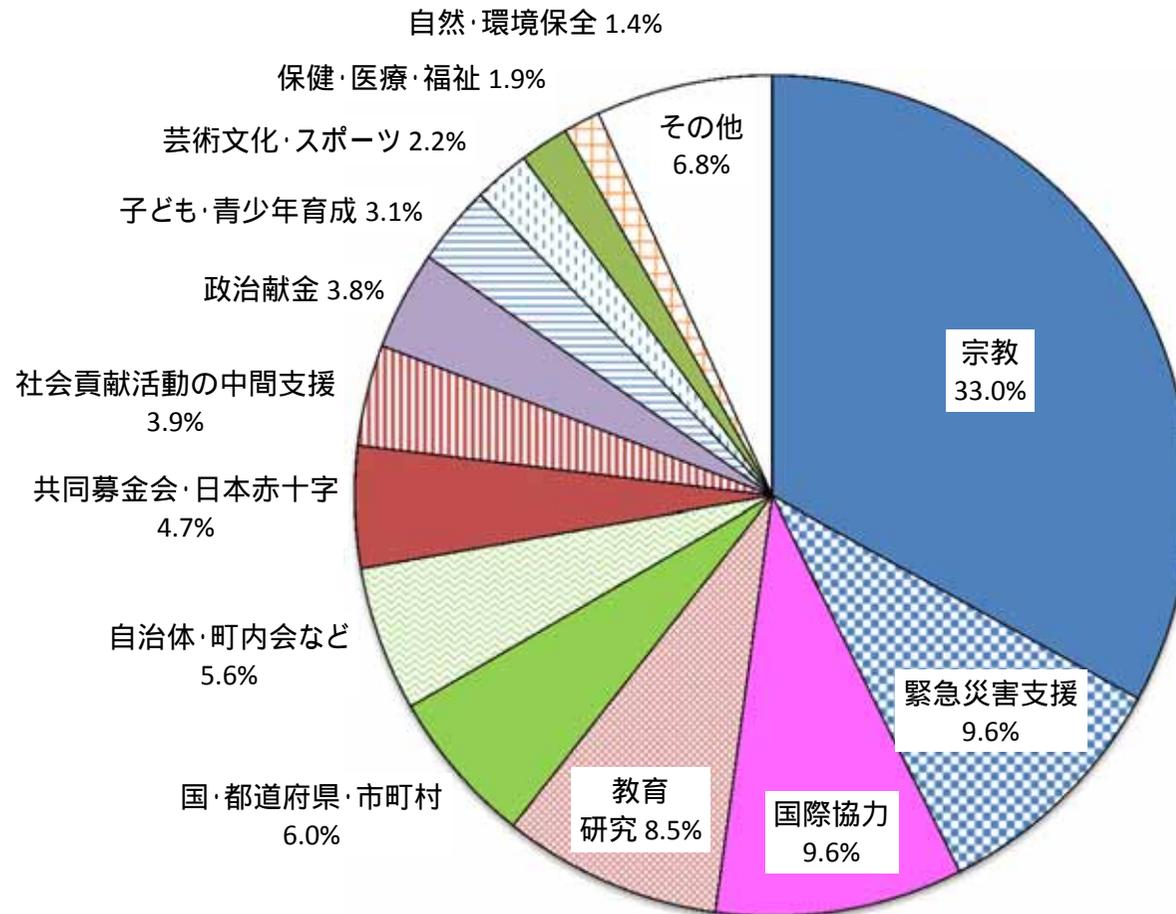
(備考) 1. 日本ファンドレイジング協会『寄付白書2013』により作成。

2. 本協会が2013年3月に行ったインターネット調査(全国寄付実態調査。満20～79歳の男女を対象、標本数10,180、回収率69.2%)と、共同募金及び日本赤十字社への寄附実績額等を用いて推計。

3. 本推計値には、宗教関係寄附、教育関係寄附、政治献金を含む。

個人寄附額の分野別割合について

2012年の個人寄附総額6,931億円の内訳をみると、宗教関連寄附が33.0%と最も大きい。次に、緊急災害支援、国際協力(それぞれ9.6%)と続き、これら上位3分野で全体の過半数を超えている。

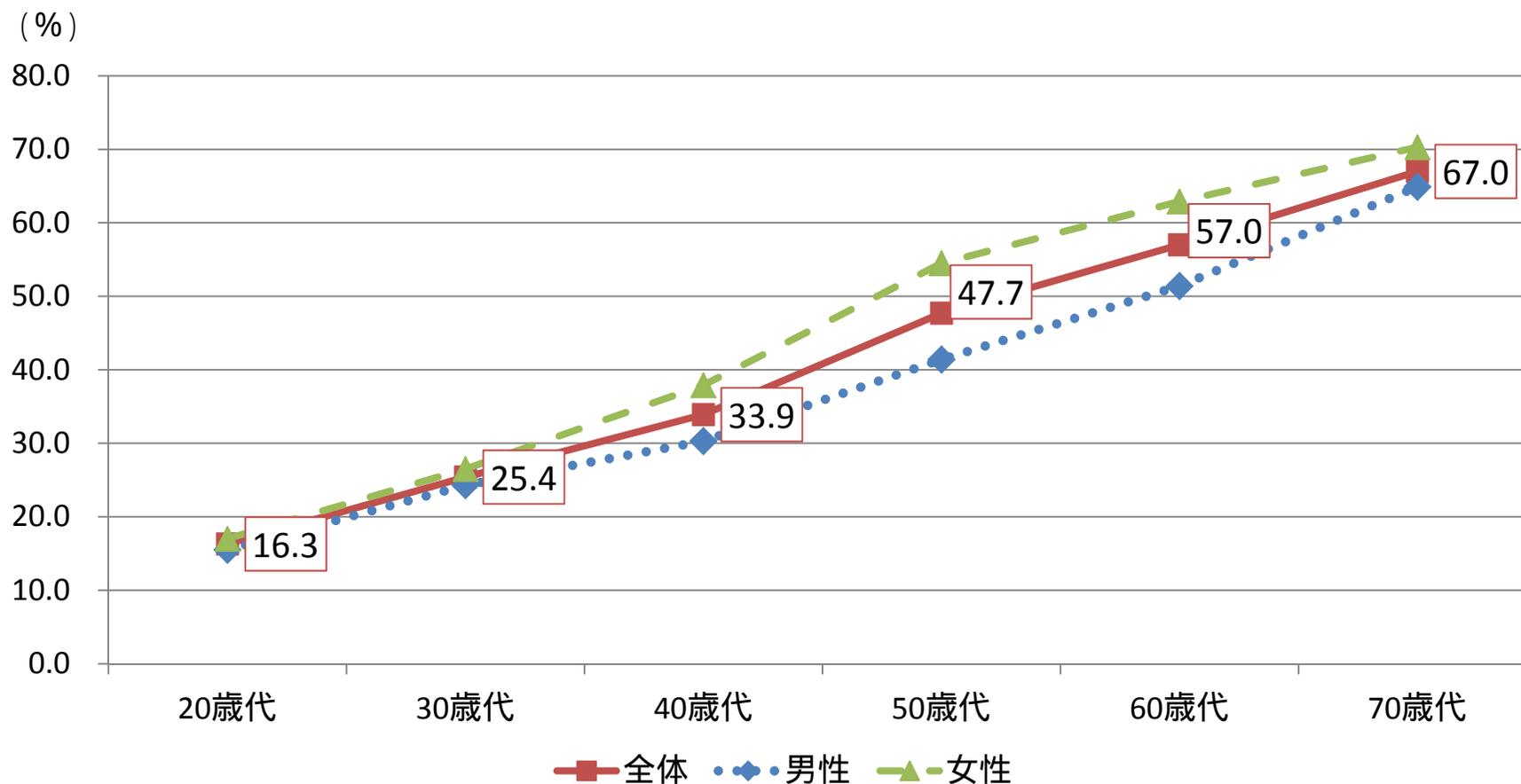


【個人寄附総額 6,931億円】

- ・宗教関連 2,287億円(33.0%)
- ・緊急災害支援 665億円(9.6%)
- ・国際協力 665億円(9.6%)
- ・教育・研究 587億円(8.5%)

性別・年齢別寄附者の割合(個人寄附)

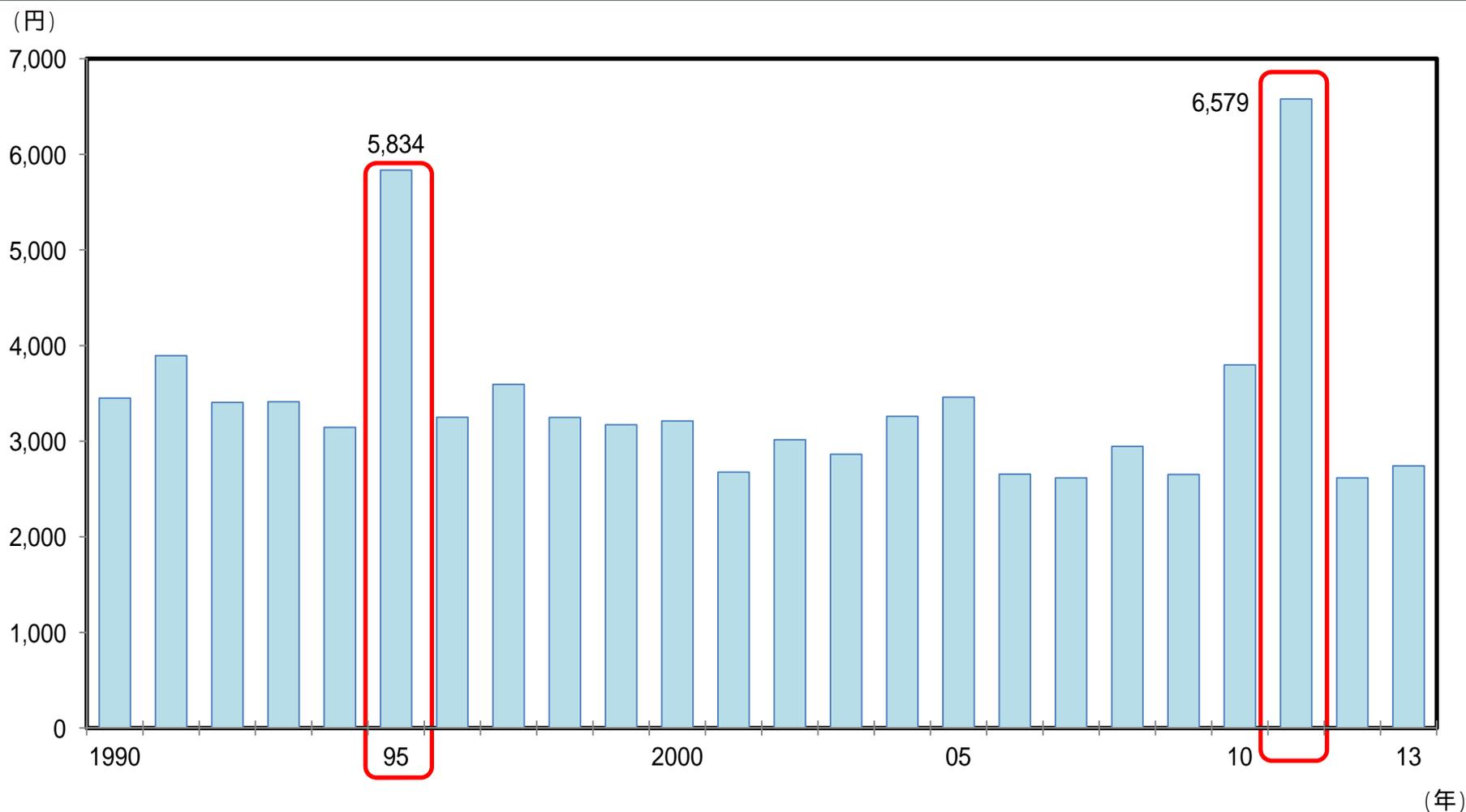
個人寄附について、性別・年齢別の寄附者割合を見ると、男女ともに年齢が高いほど寄附を行う割合が高くなっている(全体では、20歳代:約16% 70歳代:約67%)。また、いずれの年代も女性が男性を上回っている。



(備考)日本ファンドレイジング協会『寄付白書2013』により作成。数字は、全体の割合。

個人寄附額(世帯ベース)の推移

個人寄附額(世帯ベース)は、阪神・淡路大震災(1995年)及び東日本大震災(2011年)のあった年には増加した一方で、それ以外の年は、年間約3,000円程度で推移している。



(備考) 1. 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯を対象。
2. 1999年までは農林漁家世帯を除く。2000年以降とは接続しない。

寄附とボランティア活動の関係

『寄付白書2013』によると、2012年に、金銭による寄附とボランティア活動のいずれも行った人は、全体の26.2%で、平均寄附金額は18,814円。また、全体をみると、寄附を行った人は全体の46.7%で、平均寄附金額は15,457円。

		寄附(金銭)		
		寄附をした	寄附をしなかった	合計
ボランティア	ボランティアをした	26.2%	10.4%	36.6%
		18,814円 17.9時間	9.2時間	15.5時間
	ボランティアをしなかった	20.5%	42.9%	63.4%
		11,161円		
	合計	46.7%	53.5%	
		15,457円		

(備考)1. 日本ファンドレイジング協会『寄付白書2013』により作成。

2. 本協会が2013年3月に行ったインターネット調査(全国寄付実態調査。満20~79歳の男女を対象、標本数10,180、回収率69.2%)等を用いて推計。

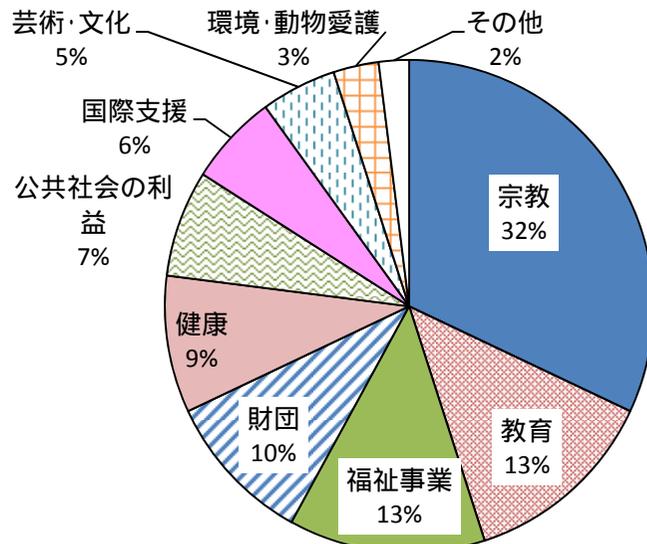
3. 上段は活動者率、下段左側は平均寄附支出額、下段右側は平均ボランティア活動時間。

米国・英国の寄附について

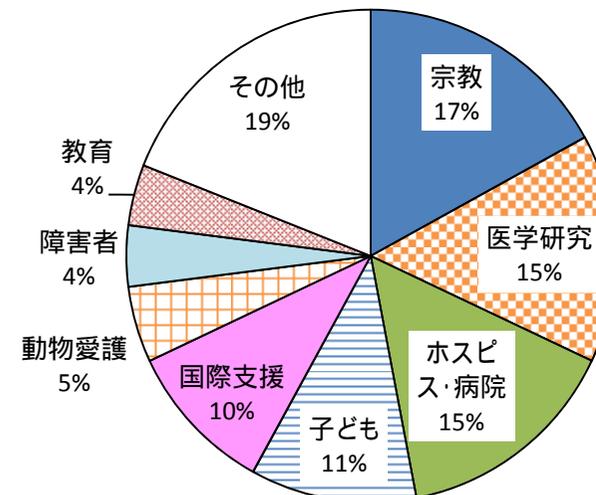
日本に比べて、米国・英国の個人寄附総額は大きい。
寄附額の分野別割合を見ると、米国・英国ともに宗教関係が最も多い(日本についても同様)。

国名	個人寄附総額
日本(2012年)	6,931億円
米国(2012年)	18兆2,433億円(2,289億ドル)
英国(2011/12年)	1兆1,597億円(93億ポンド)

米国の寄附額の分野別割合(2012年)



英国の寄附額の分野別寄附(2011/12年)



(備考)1. 日本は日本ファンドレイジング協会「寄付白書2013」、米国はGiving USA Foundation“Giving USA 2013”、英国はCharities Aid Foundation(CAF) “UK Giving 2012”により作成。

2. 寄附額の分野別割合については、米国は、寄附の受け手側(団体等)を分野別で見たもので、法人寄附も含む(個人寄附との合計は3,162億ドル)。20英国は、個人寄附のみを対象とする(調査は、2011年6月～12年2月にかけて実施)。

(参考)新しい寄附の手法について

新たな情報通信技術やツールの普及によって、様々な新しい寄附の事例が現れており、「ポイント還元による寄附」、「クリック募金」などの認知度は高まっていると言われている。

項目	内容
寄附付き商品	消費者が商品等を購入するごとに、企業等が一定の割合でその売上の一部を寄附。
ポイント還元による寄附	利用者が各種カード等のポイント等の交換メニューの一つとして寄附を選択することで、企業等が金銭換算して寄附。
ダイヤル募金	番組等を見た視聴者が電話をかけ、情報料を電話会社が代行して回収してTV局等に支払いを行い、TV局等はその支払われた情報料を寄附。
クリック募金、 フェイスブック寄附	ウェブサイト内の既定の箇所(フェイスブックの「いいね！」ボタン等)のクリック数に応じて、スポンサー企業が寄附。
ツイッター募金	ツイッターの専用投稿フォームからのツイート数に応じて、募金を行う企業が寄附。
マッチングギフト	企業等が集めた寄附金について、企業側が一定額を上乗せした上で、団体等に寄附。
「もったいない」寄附	書き損じハガキや切手、使用途中又は未使用のプリペイドカード、本、衣類などを寄附。 (寄贈された団体は、これらを交換・換金。)
給与天引きによる寄附	希望する社員が、給与から一定額を天引きで寄附。会社からも上乗せして寄附する例もあり。
支援者が集める寄附 (「Just Giving」方式)	支援者(チャレンジャー)が何かにチャレンジする姿を情報発信することで、支援したい団体への寄附を呼びかけ、寄附者(サポーター)がチャレンジャーのウェブサイトから寄附。
クラウドファンディング	インターネット経由で、事業の目的や計画、目標金額などを提示し、不特定多数の人に寄附を呼びかけ、必要額が集まった時点で事業を実行。
遺贈	自分の死後、遺言等により指定した先に資産が譲渡されるように計画して、寄附。
相続寄附	自らが相続した財産から寄附。

(備考)日本ファンドレイジング協会『寄付白書2013』などを元に内閣府において作成。

有識者の意見(内閣府「共助社会づくり懇談会」等)(1)

寄附の意義

- ・社会的課題には、税金を財源とする行政のサービスで対応することの正当性が確保しにくい課題など、様々なものがある。NPO等がこれらの課題の解決に取り組む上で、ビジネス化に馴染まない事業については、市民からの寄附などによって事業を行うことになる。
- ・寄附には、市民による地域・社会への課題解決・活性化に係る活動への参加の一つの手段としての意義もある。
- ・ボランティアは自分が参加することで成果が見えるのに対して、寄附は寄附先を信頼し、委ねるもの。

寄附額の傾向

- ・個人寄附はやり方次第で伸びしろが大きい。
- ・大震災等のあった年に寄附は大きく増えるが、その後は完全に元の水準に戻るわけではなく、高止まりする。

高額寄附者への評価

- ・高額寄附者が社会的に高く評価される社会にしたい。

市民ファンドの役割

- ・市民から寄附を集め、市民活動に助成を行う市民ファンドへの期待は大きい。

市民や企業の巻き込み

- ・寄附文化醸成のためには、より広い一般市民や企業の巻き込みが必要であり、その一環として、公開シンポジウムの開催といったキャンペーンも効果的である。
- ・政府をファシリテーター役として、官民による寄附促進のための協議会といった組織を設置できないか。

職域募金の増加

- ・米国では、職域募金に協力している企業の方が従業員のロイヤリティが高いとの傾向があるとされている。職域募金を増やせないか。

寄附金の使途について

- ・寄附にあたって、寄附受入団体が、事務処理費用を寄附額から差し引くことは問題ないのではないか。寄附受入団体はボランティアで活動しているわけではない。ただし、成果を示す必要がある。

有識者の意見(内閣府「共助社会づくり懇談会」等)(2)

寄附教育を全小中高で実施

- ・若いうちの寄附の成功体験が重要。単なる募金箱の設置や街頭での募金の呼びかけ、強制的なボランティアへの参加、というような従来のやり方ではなく、自ら考え、共感し寄附先を選べるような体験ができる寄附教育を実施できないか。

携帯端末による簡単な寄附方法について

- ・現在は、クレジットカードによる寄附において、カード情報を入力する必要があるため、より簡単に、携帯電話の料金に組み込んで徴収できるようにできないか。

チャリティマラソンの推進

- ・チャリティマラソンは、海外でも寄附文化醸成に大きく寄与したと言われている。日本の市民マラソンも全てチャリティマラソンにできないか。

不動産を寄附した場合のストック減税

- ・現在でも、不動産を直接、公益目的の事業に供する場合は、みなし譲渡課税が非課税となるが、国税庁長官の承認が必要である。また、賃貸ではできないなどのハードルがある。

遺贈寄附の促進

- ・『寄付白書2013』によると、40歳代以上の2割くらいの方が遺産の一部でも寄附をしたいという希望がある。むろん、生きている間に寄附をして、幸せを感じてほしいが。

公益認定のハードルが高い

- ・アメリカでは、自宅をオフィスにしたファミリー財団が主流で数も多い。日本でも公益認定をもっと容易に受けやすくすることはできないか。制度は整っているのに、運用で対応できるはず。

寄附効果の可視化

- ・寄附によりどれだけの効果が生じたかというようなソーシャルインパクト評価を主流化させることはできないか。

表彰制度の導入

- ・高額寄附者など社会的課題の解決に貢献した個人を評価できるような国の表彰制度はできないか。

(参考) 各種制度など

認定NPO法人等への寄附に伴う税制優遇措置

認定NPO法人等へ寄附した個人、法人に対しては税制上の優遇措置が認められている。

個人からの寄附

【所得税】

認定NPO法人等へ寄附した個人は、所得控除 または 税額控除 を選択することが可能。

所得控除

課税所得から、(寄附金額 - 2,000円)の額が控除。

()寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度。所得税率は、課税所得に応じて5～40%。

税額控除

税額から、(寄附金額 - 2,000円) × 40%の額が控除。

()寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度。税額控除額は、所得税額の25%が限度。

【相続税】 仮認定NPO法人は対象外

個人が相続又は遺贈により取得した財産を認定NPO法人に寄附した場合、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除外。

法人からの寄附

【法人税】

認定NPO法人等へ寄附をした法人には、所得金額や資本金等の額から算出される特別損金算入限度額が適用される。

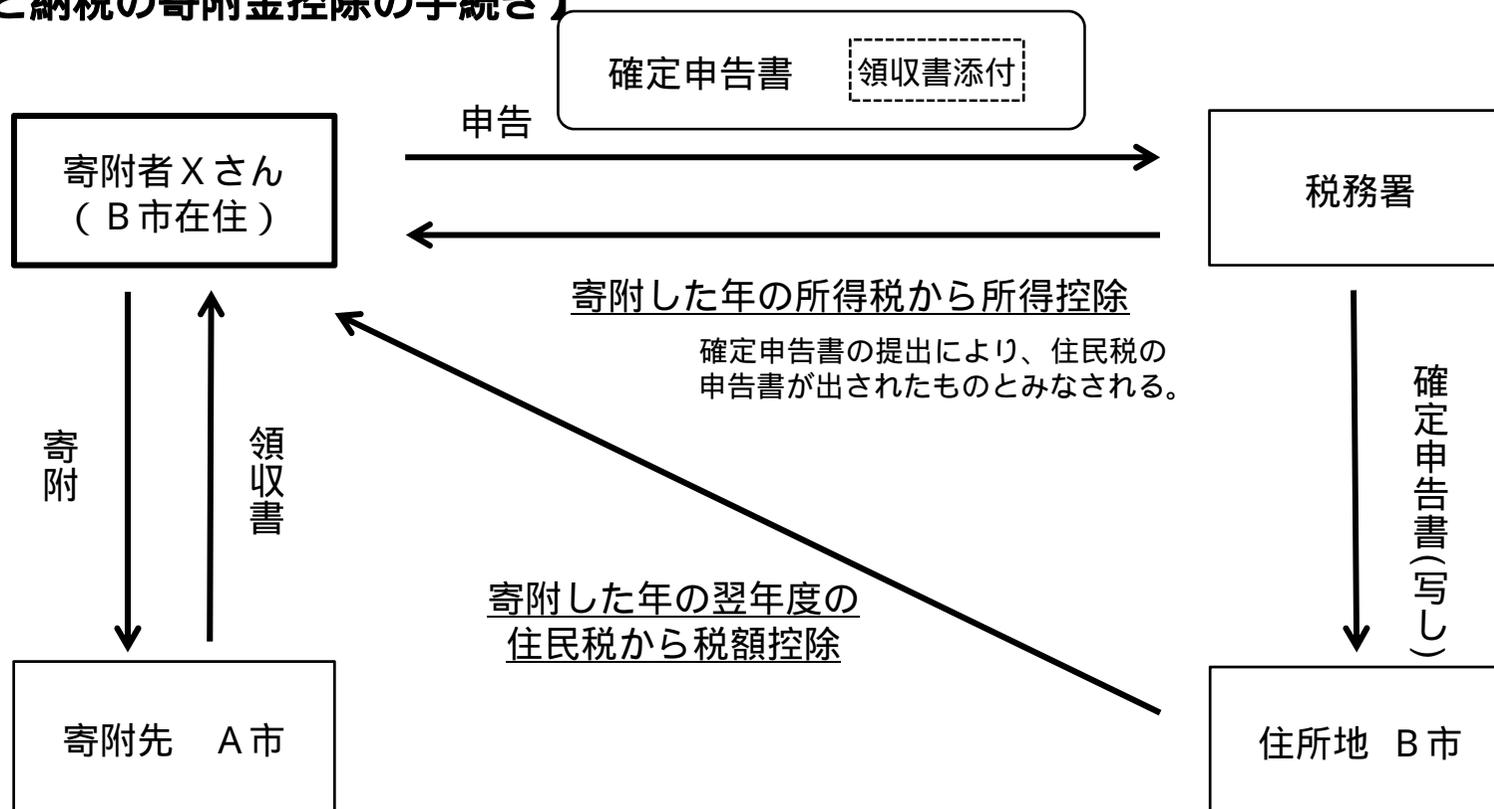
ふるさと納税の概要と寄附金控除の手続き

「ふるさと納税」は、任意の自治体(都道府県及び市区町村)に寄附をすることで、寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税や住所地に納める個人住民税から、一定の限度額まで控除される制度。

平成20年度税制改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充()される形で導入。

()寄附金控除の適用下限額を10万円から5千円に引下げ(H23年度からは2千円)、所得控除から税額控除に変更。

【ふるさと納税の寄附金控除の手続き】



住民税の寄附金税額控除だけを適用する場合には、簡素な申告書を市区町村へ提出することで可。

寄附した年の翌年1月1日現在の住所地

(備考) 総務省ホームページより作成。

(参考)ふるさと納税による控除額の計算方法

① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から2,000円を引きます。

(※) 1.複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
2.総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

② ①で求めた額に10%を乗じます。

…[住民税の基本控除]

③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。

[サラリーマン(配偶者を扶養)の場合の所得税の控除率]

年収 概ね460万円まで… 5%
概ね650万円まで… 10%
概ね1,090万円まで… 20%
概ね1,310万円まで… 23%
概ね2,270万円まで… 33%
概ね2,270万円超… 40%

④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。

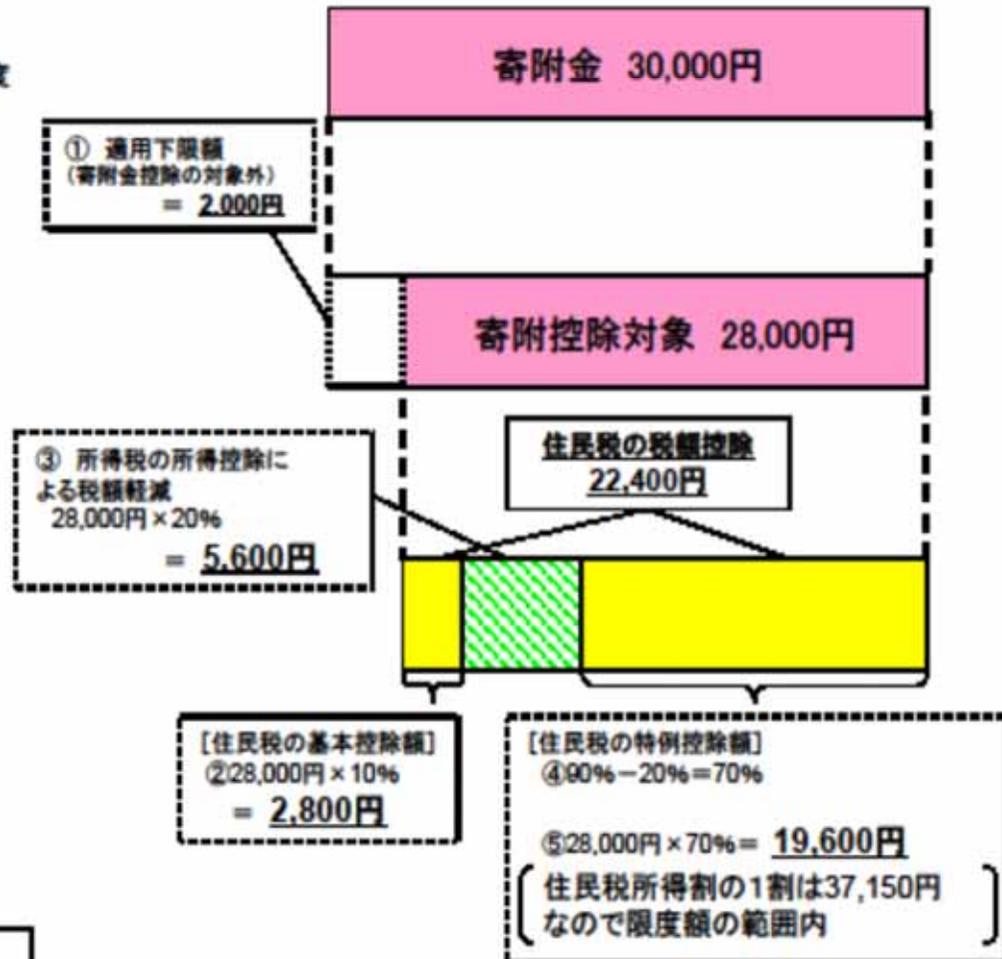
…[住民税の特例控除]

※ ⑤の額は住民税所得割の1割が限度

住民税の控除額 = ② + ⑤

給与収入700万円(配偶者を扶養)のケースの計算例

[・所得税の限界税率20% ・住民税所得割額 371,500円]



(備考) 総務省ホームページより作成。